

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 1 日

日本公認会計士協会

会長 関根 愛子 殿

明治アーク監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 崎 哲 士
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 島 康 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 岡 慶 一 郎

当監査法人は、日本公認会計士協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記及び附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日本公認会計士協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たちは、会則第84条第9項の規定に基づき、日本公認会計士協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第51事業年度における会務の執行及び財務につき監査を実施した。

私たちは、監査を実施するに当たり、理事会その他重要な会議に出席したほか、監査上の重要性を勘案し、役員から会務執行の状況、各部門責任者等から業務処理の状況を聴取するとともに、重要な決裁書類及び文書の閲覧、証憑書類の査閲等私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

財務諸表等の監査については、会則第84条第9項ただし書きの規定に基づいて会計監査人に委任されていることから、私たちは会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人から報告又は説明を受け、その実施状況等を検討した結果、会計監査人である明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当と認める。

地域会における業務の執行及び財務については、会則第110条第5項の規定に基づいて各地域会の監事によって監査されていることから、地域会の監事の監査に依拠することとし、監査報告書の写し及び監査実施概要書を入手してその実施状況等を検討するとともに、適宜、会務執行の状況に関する質問、証憑書類の査閲等私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

以上の結果、会務の執行及び財務について、指摘すべき重大な事実はないものと認める。

平成29年6月7日

監事 和 貝 享 介

監事 大 塚 宗 春

監事 石 若 保 志

監事 長 地 孝 夫